

総 務 大 臣 談 話

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

- 1 政府は、8月8日に提出された人事院報告を受け、国家公務員の給与改定に関する取扱いについて、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、地方を含めた関係者からの意見を聴取しつつ、総人件費の抑制、デフレ脱却や経済再生など国政全般の観点から総合的に検討を行ってまいりました。
- 2 本日の閣議において、本年度の一般職国家公務員の給与については、人事院報告どおり改定は行わないこととしました。また、東日本大震災の復興財源を確保するための臨時異例の措置として、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づき講じられている国家公務員の給与減額支給措置については、同法の規定のとおり平成26年3月31日をもって終了することとしました。

今後は、こうした臨時異例の措置ではなく、人事院勧告制度の下で給与制度の総合的な見直しを行うことを始めとした改革に着実に取り組むことが必要と考えます。

具体的には、地場の賃金をより公務員給与に反映させるための見直し、高齢層職員の給与構造の見直し、職員の能力・実績のよりの的確な処遇への反映など、給与体系の抜本的な改革に取り組み、平成26年度中から実施に移すこととします。このため、早急に具体的な措置を取りまとめるよう、人事院に対し要請します。
- 3 また、情報通信技術を活用した業務改革の推進など、行政改革の取組を積極的に推進し、定員については、平成26年度予算において、現行の合理化計画の目標数を大幅に上回る合理化を達成するとともに、重要課題には適切に対応しつつ増員を抑制し、これまでに引き続き、大幅な純減を目指すこととします。
- 4 このほか、人事評価に関し、国については評価の処遇への反映の徹底、地方については人事評価制度の導入を行う法案のできるだけ早期の提出、平成25年1月から開始された退職手当の段階的引下げなどの改革にも取り組んでまいります。

5 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、給与の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請してまいります。

また、各地方公共団体の定員については、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請してまいります。

なお、国家公務員給与の在り方に関する見直しの動向に鑑み、地方公務員給与についても、地方の意見を聞きつつ検討してまいります。